

審議会等会議録

審議会等の名称	令和元年度山口市地域福祉推進協議会
開催日時	令和元年 8 月 6 日（火曜日） 14：30～16：10
開催場所	山口市消防本部 3 階 講堂
公開・部分公開の区分	公開
出席者	草平委員、高野委員、梶本委員、岡村委員、井上委員、秋本委員、赤松委員、福寫委員、内田委員、本城委員、高木委員、村田委員、井原委員、水岡委員、國安委員、中村委員、田中委員、堅田委員
欠席者	長谷川委員
事務局	<p>【市健康福祉部】</p> <p>榎本部長、藤井次長、水津参事、政田課長、松尾課長、春吉課長、受田課長、藤井主幹、山根課長、中村主幹、森近副主幹、齋藤副主幹</p> <p>【市社会福祉協議会】</p> <p>岡本常務理事、角野事務局長、田中支所長、中村課長、田中課長、有富課長、玉峰所長、橋本所長、石田所長、山崎主幹、長安主幹、佐藤主幹、磯部主査、道中主査、等々力主事</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 自己紹介 4 会長、副会長の選出 5 議事 <p>(1) 平成 30 年度実施状況及び令和元年度実施予定について</p> <p>(2) その他</p>
内容	<p>次第に基づき、次のとおり進められた。</p> <p>【事務局】</p> <p>皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和元年度山口市地域福祉推進協議会を開会させていただきます。本日は足元の悪い中、また御多用中にもかかわらず本協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます市地域福祉課課長の山根と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。これから先は失礼ですが、着座により進行させていただきます。</p> <p>1 委嘱状交付</p> <p>はじめに、【次第 1 委嘱状交付】でございます。委嘱状につきましては、市長及び市社会福祉協議会会長の連名での委嘱になります。本来であれば委員の皆様お一人お一人にお渡しするところでございますが、時間の関係上、委員を代表して山口県立大学社会福祉学部の草平委員にお渡しさせていただきます、皆様方にはお手元への配布により交付とさせていただきますので御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>それでは渡辺市長、岩城会長、テーブルの前へお進みください。また、恐れ入りますが、草平委員さん、前のほうへお進みいただけますでしょうか。</p>

2 あいさつ

【委嘱状の交付】

【事務局】

ありがとうございました。どうぞ、お席にお戻りください。
続きまして【次第2 あいさつ】でございます。まず、山口市より渡辺市長が御挨拶申し上げます。

【渡辺市長】

令和元年度山口市地域福祉推進協議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様方におかれましては、本協議会委員の就任につきまして御快諾をいただき、また、本日はお忙しいところ協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

御案内のとおり、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間といたします。「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」は、「みんなとともに支え合い、誰もがその人らしく、住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を理念に、昨年3月、皆様の御協力のもと、本市と山口市社会福祉協議会が連携、協力して策定をいたしましたものでございます。

現在、本市では、この計画の基本理念の実現に向け、地域福祉を推進するひとづくりや、安全に安心して生活できる地域の輪づくりなどの、各種取り組みを進めているところでございまして、本日お集りの委員の皆様方におかれましても、それぞれの立場において多大なる御貢献をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

さて、人口減少・少子高齢化のさらなる進展や、地縁・血縁による助け合い機能の低下など、社会を取り巻く環境が刻々と変化をいたしている状況の中、国におかれましては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えて丸ごとつながる地域共生社会の実現を目指しているところでございます。これらの推進に必要な方策につきましては、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の中で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、複合化・複雑化した課題に的確に対応するための総合的な相談支援体制づくりなど、包括的な支援体制の整備のあり方などについて検討がなされており、先月の7月19日には、検討会の中間取りまとめが公表をされたところでございます。

また、今年の秋以降には、制度改正も見据え、「断らない相談支援」を中核とする包括的な支援体制の構築などに向けた、より具体的な検討が行われ、年内を目途に最終とりまとめが行われる予定となっております。

こうした国の動向等も踏まえ、本市におきましては、地域共生社会の実現に向けた取り組みを、「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」のもとで着実に実行することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいる所存でございます。

本日は、昨年度の事業実績や、実施状況及び今後の実施予定などを説明させていただきまして、委員の皆様の方からの御意見を頂戴いたし、取組

みの評価や検証を行いながら、今後の事業推進に反映して参りたいと考えておりますので、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後益々の御健勝と御活躍を心より祈念をいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

続きまして山口市社会福祉協議会より岩城会長が御挨拶申し上げます。

【岩城会長】

山口市地域福祉推進協議会の開会にあたり一言挨拶を申し上げます。

平素より皆様には、本会の諸事業に対しまして、格別な御理解と御協力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。また、本日はお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、「山口市地域福祉活動計画」は、「みんなでともに支え合い、誰もがその人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を理念とし、本会が民間組織としての柔軟性を生かしながら、住民の自主的・自発的な地域での福祉活動を推進していく上で、中核的な役割を担うとともに、地域住民や地域の様々な機関・団体と一体となって、福祉のまちづくりを進めていくための行動計画として、行政計画である「山口市地域福祉計画」と一体的に策定した計画でございます。

この「第3次山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」は、昨年度から2022年度までの計画期間において、「地域福祉の推進」を進めて行くため、3つの基本目標を掲げ、それぞれの立場から役割を担い、相互に連携し、補完し合いながら、地域福祉を進展させていくことが重要と考えております。

現在、地域の福祉課題は多様化しており、家庭や地域で相互に支え合う機能も低下している中で、児童や高齢者等への虐待や詐欺被害、ひきこもりや孤立死等さまざまな問題が顕在化しております。こうした中、国を挙げて「地域共生社会」の実現に向けて、住民主体による課題解決力の強化や多機関協働による包括的な支援体制の整備のため、各制度と連携した取り組みが進められております。本会としましても、地域のお住まいの皆様との理解と協力を得ながら、地域福祉の人材育成や仕組みづくり、また関係機関とのネットワークの構築に努めているところでございます。

本日の協議会は、「第3次山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」の昨年度の進捗状況や、今年度の取り組みについて担当から御説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、それぞれのお立場から忌憚のない御意見・御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

3 自己紹介

【事務局】

ここで大変恐縮でございますが、渡辺市長及び岩城会長におきましては、この後別の公務を予定いたしておりますので、ここで退席させていただきます。どうか、御理解を賜りたいと存じます。

【渡辺市長、岩城会長退席】

【事務局】

ここで本会議の目的につきまして、今一度、確認の意味を含め、御案内させていただきます。「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」はあらゆる人が協働し、支えあいの地域社会づくりを進めていくため、平成30年度からの5年間における地域福祉の方向性を位置付ける一体的な計画として策定いたしましたものでございます。本協議会の両計画における位置付けといたしまして、「市民の視点からの評価、検証を行い、その結果に基づき必要な見直し等を進めていく」こととされておりますことを踏まえ、本日の会議において御意見、御提言をいただければと存じます。

それでは配布資料の確認をさせていただきます。次第の裏面の配布資料一覧を御覧ください。あらかじめ送付いたしましたものを含めまして、会議次第及び席次表、推進協議会委員名簿、推進協議会設置要綱、事務局名簿がそれぞれ1枚、そして資料1としまして「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画実施状況報告」がございます。皆様、よろしいでしょうか。

なお、推進協議会における審議状況等につきましては、できるだけ市民の皆様に対して情報公開してまいりたいと考えておりまして、市及び市社協のウェブサイト上においても掲載することとしております。つきましては、委員の皆様方のお名前や所属等記載されました名簿、推進協議会の会議録等につきましても公開とさせていただきたいと考えておりますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし。」との発言あり

【事務局】

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。なお、公開に向けまして会議内容を記録してまいります。委員の皆様方、発言の際には係員がマイクをお持ちしますので御協力いただきますようお願いいたします。

続きまして、【次第3 自己紹介】でございます。現在の委員となりまして、初めての協議会でございますので、所属団体名とお名前について自己紹介いただけたらと存じます。資料に委員名簿を配布しておりますので御覧ください。

なお、本日の欠席委員は長谷川委員、大田委員、上村委員の3名でございます。それではこの名簿順に草平委員からお願いいたします。

【名簿に沿って順に自己紹介】

4 会長、副会長の選出

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、本日出席いたしております事務局員でございます。同じく事務局名簿を配布いたしておりますので御覧ください。時間の都合もございますので、これをもって御紹介に代えさせていただきます。

続きまして、【次第4 会長、副会長の選出】でございます。配布資料に要綱をお示ししておりますが、第4条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の皆様方の互選で定めることといたしております。皆様、御意見等はございますでしょうか。

「事務局一任。」と発言あり。

ありがとうございます。事務局案でございますが、現行計画の策定時におきまして、福祉に対する専門的な御識見と多くの御経験等を踏まえまして、草平委員さんに「会長」を、高野委員さんに「副会長」をお引き受けいただき、「山口市地域福祉計画」と「山口市地域福祉活動計画」の一体的な策定を円滑に進めていただいたところでございます。

こうしたことから、本推進協議会におきましても会長に草平委員さん、副会長に高野委員さんをお願いをしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし。」と発言あり。(拍手)。

ありがとうございます。大変御多忙な先生方へのお願いで恐縮に存じますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは草平会長さん、高野副会長さん、順に御挨拶をお願いできればと存じます。

【草平会長】

ただいま会長を仰せつかりました山口県立大学の草平でございます。実は本日の午前中に山口県の社会福祉協議会の方において、県の地域福祉推進会に高野委員に御一緒いただきました。地域福祉を進めるとは今、社会福祉法の改正等があってメインストリームと申しますか、中核的な福祉課題になっております。また介護保険等では生活定着安定事業等があり、地域福祉を進めていくということは社会の合意に従ってはいるものの、具体的にどう進めていくのかについては難しい問題を含んでいます。その事と一緒に山口市において地域福祉をどのように進めていくかを考えていきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

【高野副会長】

副会長の御指名をいただきました高野と申します。どうぞよろしく願いいたします。「地域福祉」という言葉がこれだけ広く使われるようになったのは比較的、最近のことであると思っています。かつては福祉というのは人の暮らしの中の、あまり良い言い方ではありませんが、ごく一部の人たちのものであ

議事

(1)平成30年度
実施状況及び令和
元年度実施予定に
ついて

って、多くの人にとって福祉は無関係のものであるという時代でした。それが今や災害時を含めて日々の暮らしの中で、どうやって安心して暮らしていくのか、その際に地域福祉というものがどのような役割を果たすのかを多くの場で考えさせられることが増えてきたように思います。山口市のこの地域福祉計画と市社協の活動計画というは一体で作られています。その一体で作られていることの意味合いをしっかりと活かしていけるような形で評価と実施を行うという視点で考えていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。推進協議会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。草平会長、前の席にお願ひいたします。それでは草平会長、よろしくお願ひいたします。

【草平会長】

それでは御指名がありまして、ただ今より議事に入りたいと思ひます。議事は次第にございますように「(1)平成30年度実施状況及び令和元年度実施予定について」でございます。

まずは、事務局から資料に基づき説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】

皆様、こんにちは。山口市地域福祉課主幹の中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。それでは両計画の実施状況の御説明に入らせていただきます。時間の都合上、活動の目標ごとの主な活動に絞って御説明をさせていただきます。まずはお手元の資料で右上に資料1とございますものになります。こちらの1ページを御覧ください。「基本目標1 地域福祉を推進するひとづくり」の「活動目標1 地域福祉活動団体等の活動の推進と人材の育成」についてです。活動目標ごとに市地域福祉計画、市地域福祉活動計画の「第4章 施策・事業の推進について」の43ページ以降に記載しております活動目標ごとの現状、課題、取組みの方向性に少し触れさせていただきました後、お手元の実施状況報告について御説明をさせていただきます。災害時におけるボランティア活動の重要性は平成25年の7月に市内で起こりました集中豪雨においても市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置され、大勢のボランティアの協力で乗り越えることができたことから、その重要性は明らかなものになりました。市社会福祉協議会では災害発生時に備え、災害ボランティアの登録や災害ボランティアの研修会が開催されています。また、福祉活動団体等の会員の高齢化、加入者の減少により担い手不足が課題となります中、ボランティア等の人材育成に向けた啓発活動、効果的な情報発信、市民にとって気軽に参加できる活動の紹介や市民活動支援センター等との連携、協働が求められています。

山口市社会福祉協議会の長安と申します。市社協の取組みにつきまして私から御説明申し上げます。資料1ページの「活動名① 担い手の確保と育成の支

援」を御覧ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況の上から4つ目の項目災害ボランティア研修から6つ目の南部地域手話・点訳・音訳・要約筆記体験講座までにつきまして、御説明いたします。市社協では平成30年度、ボランティア等の人材育成の取組みとして災害ボランティア研修会や介護予防生活支援サポーター登録者への活動説明会、南部地域手話・点訳・音訳・要約筆記体験講座の開催等を行いました。今年度もこれらは継続実施することとし、その中でも介護予防生活支援サポーターにつきましては既存の活動での人材確保やまた、新たな地域課題等に対応していくための人材育成を目的として大内地域と秋穂地域の2箇所ですポーター養成講座を開催することとしています。

続きまして同じく1ページの右にあります市の取組みの地域福祉課、高齢福祉課、協働推進課の30年度実施状況につきまして御説明いたします。地域福祉課では30年度に災害ボランティア研修会の後援、地区社会福祉協議会やボランティア活動団体等とが協力し地域住民が気軽に参加できる地域福祉活動の企画化を図る福祉の種まきリーディング事業の市社会福祉協議会への委託を行いました。また、高齢福祉課では介護予防・生活支援サポーターの登録者のフォローアップ講座を開催し、協働推進課では市民活動支援センターにおける学生ボランティアのマッチング等を実施しました。今年度もこれらを継続実施することといたしました。

続きまして2ページをお開きください。「活動目標2 福祉教育の推進とユニバーサルデザインの啓発」でございます。平成28年4月の障がい者差別解消法の制定により、障がいをお持ちの方への理解促進を図る取組みが始まりましたことを受けて、ユニバーサルデザインやバリアフリーについて今後も広く市民に周知していく必要がございます。また、障がいのある方へもちょっとした手助けを実施いたしますあいサポート運動の普及啓発への取組みが求められています。

市社協の取組みといたしまして、「活動名① 福祉体験学習の推進」を御覧ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況の上から2つ目の項目である「福祉体験学習プログラム集を活用した福祉体験学習」について御説明いたします。地域や小中学校からの依頼に対しまして車椅子体験、高齢者危機体験、アイマスク体験等の様々な実際の体験を通じて福祉に対する理解や関心を深めることを目的に福祉体験学習の開催支援を行いました。子どものうちから福祉について学習する機会を持つことによって思いやりや助け合いの心を育むことに繋がるよう今年度も様々な関係機関の協力を得ながら実施してまいります。

次に右の市の取組みですが、学校教育課の30年度実施状況について御説明いたします。学校教育課では30年度、市社会福祉協議会との連携により推進協力校の指定と支援、福祉体験学習への支援を行いました。今年度もこれらを継続実施することとしています。

次に同じく2ページの「活動名④ ユニバーサルデザインやバリアフリーの普及・啓発」を御覧ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況の一番上の項目の県ユニバーサル大賞について御説明申し上げます。市社協では平成30年度に誰もが快適で安心して、暮らすことができるよう、施設、製品、サービス等に配慮を行うユニバーサルデザインの取組みを推進するため、広報誌で山口ユニバーサルデザイン大賞の啓発を行いました。

同じく「活動名④」市社協の取組みの上から4つ目の項目やまぐち障がい者等専用駐車場利用証制度について御説明いたします。障害のある方や高齢者等が公共施設や商業施設等で必要な駐車スペースを確保できるよう、県内共通の利用証を交付する県のやまぐち障がい者等専用駐車場利用証制度の申請40件に対応しました。今年度も障がい者への合理的配慮の推進やユニバーサルデザイン、バリアフリーへの理解促進のためこれらを継続実施することとしています。

続きまして「活動名④ ユニバーサルデザインやバリアフリーの普及・啓発」の市の取組みのうち障がい福祉課の平成30年度実施状況のうち上から2つ目の項目のやまぐち障がい者等専用駐車場利用証制度以降について御説明いたします。障がい福祉課では平成30年度やまぐち障がい者等専用駐車場利用証を935枚交付いたしました。また、本市は平成31年2月に「あいサポート企業・団体」に認定されました。今年度も継続実施することとしています。

続きまして3ページをお開きください。「活動目標③ 企業の社会貢献活動や福祉施設の地域貢献」についてです。社会福祉法の改正により社会福祉法人や福祉関係事業者は公益的的事业に取り組むこととなりました。市内の社会福祉法人及び福祉施設が地域の福祉課題に合流し連携、協働して課題解決を図るため平成30年3月に市社会福祉法人地域公益活動推進協議会が設立されました。

3ページの「活動② 社会福祉法人地域公益活動の推進」を御覧ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況の1番目の項目、市社会福祉法人地域公益活動推進協議会への加入促進及び上から2番目の福祉相談フェスタについて御説明いたします。市社協では社会福祉法人への地域における公益的な取組みを目的として、平成30年度に設立された山口市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の事務局を担っています。平成30年度は同協議会への市内の社会福祉法人の加入促進を図るとともに社会福祉法人の担う事業や役割の地域への発信や地域との繋がり構築に向けて、福祉相談フェスタを開催いたしました。今年度は同協議会の組織体制の強化、活動の充実に向けて部会の設置、研修会、情報交換を開催します。

同じく「活動②」の市の取組みの地域福祉課の30年度実施状況について御説明申し上げます。地域福祉課では平成30年度、福祉相談フェスタの後援を

通じ、市社会福祉法人地域活動推進協議会を支援いたしました。今年度も継続実施することとしています。

【草平会長】

それでは、「基本目標1」の説明が終わったところで御意見、御質問を取りたいと思います。「基本目標1」までを御説明いただきましたが、ここまでで皆様方からの御意見や御質問がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【高野委員】

今、御説明をいただいたところで例えばですが、障がい者の専用駐車場の利用者制度について市では935枚、市社協で40枚の交付という説明がありました。大変申し訳ないですが、この数字はとて多く使われているという意味合いなのか、それともまだまだ枚数が少なく今後もう少し利用してもらい並びに普及制度を整えていかなければならないという意味合いであるのか。実態はあれども評価としてはどうでしょうか。なかなか難しく表に出てこない話ではありますが。随分と頑張られたとは思いますが、この辺りについてはいかがでしょうか。他の部分でも同様です。フェスタの開催やいろいろな協議会を設立されたことの実態とは別の評価を入れていただけるとありがたいです。

【草平会長】

今の御質問についていかがでしょうか。

【事務局】

今、この場で回答するというのでしょうか。

【高野委員】

今後の回答でも結構です。たくさん取り上げられている内容は他の内容よりも目玉で重要であるという意味合いでお話をされているのでしょうか。それともまだまだ頑張らないといけない問題点として取り上げられているのでしょうか。どちらの意味合いで取り上げられているのかを教えてくださいたいです。

【事務局】

説明不足で申し訳ございません。主に頑張っている取組みというところで捉えていただければと思います。

【高野委員】

わかりました。

【草平会長】

その他に御質問、御意見はございますか。

【高木委員】

2ページの市の取組みのところで、一番下の「ユニバーサルデザインやバリアフリーの啓発」の右側に「市報やウェブサイトを通じて、障がいの種類に応じた配慮に関する啓発事項」と記載されています。掲載されるのは構わないですが、掲載はどのような形でしているのかわかりにくいです。それともう一つは、次にあります「パーキングパーミットの対応」ですが、使っている人は半分にも満たないそうです。現実のところそう感じています。あるスーパーでもお願いをしましたが、パーキングパーミット制度そのものを御存知ではない。そのときは勢いで複数のスーパーでパーキングパーミットを利用できるようにお願いをしてまいりました。お願いに行くと素直に「分かりました、やってみましょう」と回答をいただいていたのですが、ここにも「パーキングパーミットの対応、あいサポート運動による啓発、合理的配慮実施に係る支援を行います」と書かれていますが、これがどのような形で支援をされたのかわかりませんので教えていただきたいです。

【事務局】

障がい福祉課の松尾でございます。ただいまの御質問に回答させていただきます。まず、広報誌並びにウェブサイトへの記事掲載について、どのような反応があったのかという御質問内容であったかと存じます。記事を御覧いただければよく理解できたのか、それとも理解できなかったのか。このような掲載の方法が良いというお声を直接お聞きしておりませんので、それについては分からないというのが正直な答えになります。それから次のパーキングパーミットへの対応ですが、平成30年度の実績についてはこの資料にございますように935枚の交付をさせていただいております。高木委員さんからの御意見としていただきました「実際には使われていない、よくても半分くらい」について回答いたします。障がいをお持ちの方で普段はパーキングパーミットを使う必要はないが、お守りとして利用証をお持ちの方が一定数いらっしゃいます。決してそれ自体は悪いことではありませんが、本当に必要なときにはそれを有効活用していただけたらと思います。普段使わないが利用証を保持していることは決して悪くはないが、この935枚はここに記載がありますように、「やまぐち障がい者等専用」で「等」という文字が入っています。実は2割弱くらいは妊婦さんが申請されています。その関係もあって、毎年の交付枚数の増減は当然あります。大体900枚前後で推移しています。先ほどから申ししておりますが普段から使わないことが悪いとは思いません。必要なときに御活用していただけたらと思います。

【草平会長】

高木委員さん、内容につきましては今の回答でよろしいでしょうか。

【高木委員】

お話についてはわかりました。しかし現実にあった事ですが、スーパーの障がい者用駐車スペースに車が止めてあって、その車には障がい者を示すステッカー等が何もない。2台も停まっていたので、「障がい者用スペースに健常者

の車が停まっているが、普段はどのように指導をされているのですか」と聞いてみました。そうすると「上司からは売り上げに影響するので指導を受けていない」とのことでした。私もびっくりして「何のために専用スペースを設けているのだろう」と思いました。どの部門の上司かは分かりませんが、店員さんからは「これ以上は私に質問しないでほしい」と言われたので、それ以上の質問をするのは止めました。現実には障がい者用の駐車スペースに健常者の車が停車していたらおかしいです。その辺りについての良識をどのように向上させていくのでしょうか。それが今後の課題でもあると思います。そこについてお考えがあれば、伺いたいと思います。

【事務局】

ただいまの御質問でおっしゃられたのは、スーパーで障がい者専用駐車場に健常者の方が駐車されていて、お店側もトラブルを起こしたくないのでその健常者に注意をすることができないという話であったと思います。市から各スーパーマーケット、個人事業者の方の駐車場の問題について各事業所に対して注意することに法的な強制力がございません。「障がい者の方以外には停めさせないでください」と店側に強制することはできません。混んでいるときには健常者の方でも止められるように融通を利かせている事業所もあろうかと思えます。「障がい者等専用の駐車スペースがここには必要である」という考えから駐車スペースを設けているところがあれば、そこをできるだけ有効活用していただく。障がい者等の方々にそこを使っていただくための呼びかけをしてまいりたいと思います。先ほど申しましたように、強制力がないものですからどこまで実現できるのかについては分からないところがございます。積極的な呼びかけはしてまいりたいと思っています。以上です。

【草平会長】

この件につきまして、一般の方々が障がい者用駐車スペースに停めてしまうという問題は多々あると思います。相互に痛みが分かる社会になるように市民の理解をどう高めていくかが課題です。また障がい種別によっては内部障がいのために外見から判断できない障がいがございます。そこについては利用証があるからこそ、自分が正々堂々とそのスペースを利用できるという制度があるわけですから、市民の皆様の理解という形で強制力がない中でそれを実現できる社会を構築する具体的な方法を今後は詰めていかないといけません。先ほど水岡委員さんから挙手がございましたのでお願いいたします。

【水岡委員】

会長さんはこの資料の策定にあたっておられますね。私は自治会の出身です。自治会では地域の皆様がフランクに活動しているのが基本であって、市の行政に基づく指導があるようでないのが要因ですが、この社会福祉協議会の流れが理解できないので聞いておきます。この予算がどうくっついているのかについての議論はされているのでしょうか。なぜかと申しますと、本来、市社協の問題はボランティアで成立しているところと、市の助成金で成立しているところ、市社協の福祉協議会のお金を使うところ、さらに募金があるからです。

この3つの流れの中でどういう役割をどこが果たすのか。先ほど岩城会長が行革審議会に出られた際に一緒におりましたが、私も行革をしながら思ったのは「これは市の仕事ですよ」ということ、つまり「お金を掛けますよ」と「ボランティアに依頼するものですよ」ということの区分がどこで着いているのかが全然分かりません。したがって、一生懸命にやっていることは分かりますが、それはお金が出ているから一生懸命にやっているのでしょうか。先の駐車場の問題についても一定の評価はされているようですが、お金が絡む話ですよ。そうではないのですか。お金がかかっていなくてもこれだけ実行しているということは分かりますが、要するに「行政としてお金を払ってこういう仕事をしています」というものと「ボランティアが担っている仕事」の評価方法は違ってくると思います。そこが見えないからハッキリと申しますが、お金をかけて社会福祉を行うのかが分からないために、そこを明確に事業ごとにどのような予算で配分されているのかを教えていただかないと分かりません。言われたままの評価は受け止めますが、そういう別の評価もあってよいと思います。

【草平会長】

それぞれの事業の背景がどういう形であるかというところを明確にしてほしいということでございますね。御存知のように公的予算が配分されてサービスが展開されるところもありますし、市民の助け合いによって行われる活動もでございます。その辺りのところを明確にしてくださいとの御意見でしたので、そのことにつきましては説明の中で随時、話したいと思います。貴重な御意見をどうもありがとうございます。その他、「基本目標」につきまして何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

【堅田委員】

先ほど1の説明は抜粋してされたものになりますよね。その中でも頑張っている取り組みられている項目を説明されているとのことでしたが、頑張っている項目のみならず課題がある項目も是非知りたいです。後はそれぞれにエピソード的なものを加えていただければ、頑張っているものと課題を残すものと区別がつきます。そうすることで最初に草平会長が言われた今後の進め方に繋がっていくと思います。活字を読むだけではなく、活字の裏にあるエピソード、課題、頑張っていること等をお願いしたいと思います。

【草平会長】

1もしくは2のどちらからそのような説明をするほうがよいでしょうか。

【堅田委員】

2からお願いいたします。

【草平会長】

時間の都合もございますので、周辺課題やそれらを根拠付けるエピソードにつきましても紹介をしてほしいとのことでした。では予定された原稿が5枚あるかと思いますが、「基本目標2」については先ほどの修正を加えていただく

とともに、課題等があればお願いしたいと思います。それでは「基本目標2」の説明をお願いいたします。

【事務局】

御意見、ありがとうございました。それでは続いて4ページ目でございます。「基本目標2 安全に安心して生活できる地域の輪づくり」の「活動目標1 地域の生活課題の発見・把握と解決の仕組みづくり」についてでございます。本市の各地域では地域の生活課題の発見、把握のため地区社会福祉協議会主催の地区住民座談会やそこでの意見をまとめた小地域福祉活動計画の策定、自治会単位での住民座談会等の様々な形で生活課題の発見、把握、解決に努められています。また、市内21箇所の地域づくり協議会では様々な団体が協働し、地域振興等に向けた地域づくり計画を策定されています。今後とも地域のことに関心を持てるように、より多くの地域住民を巻き込むため、地域主体で課題を解決していく意識の醸成とそれを支援する専門機関との連携強化が求められています。

それでは「活動名① 地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する仕組みの充実」のところを御覧ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況の1番目の項目の「小地域福祉活動計画策定を支援」という部分と上から2番目の項目「小地域福祉活動計画実行委員会に参加」について御説明いたします。市社協では平成30年度小地域福祉活動計画の策定地域になっております柚野、大歳、白石、宮野、秋穂二島の5地区において策定委員会を開催しました。当該5地区においては策定委員会が実施されていますが、その他の市内の20地区におきましては小地域福祉活動計画の取組み状況を確認するために年2回程度の実行委員会が行われています。市社協の地区担当職員もいますので、そういった会議に地区担当職員が出席して計画策定の支援や各地域から挙がってくる生活課題を地域ごとに把握等することになっています。本年度につきましては小地域福祉活動計画の実施主体である各地区の市社会福祉協議会と協働しながら、それぞれの地域の課題等を把握して、その課題解決に向けて取組みを関係機関等と連携して進めていきたいと考えています。

次に同じく①で市の取組みの地域福祉課の30年度実施状況について説明申し上げます。地域福祉課では30年度、地域福祉推進に係る事業を市社協に委託し、小地域福祉活動計画の策定等を支援いたしました。今年度も継続実施することとしております。課題といたしましてはその右側の主な活動指標を御覧ください。住んでいる地域の課題を確認している市民の割合の目標は平成32年度で35%であったのに対して、30年度実績は既にそれを越えた44.1%となっています。下方にございます協働推進課では各地域における地域づくり計画の策定・実施等を支援しており、30年度は宮野、大歳、二島の3地域において地域担当職員が核となって地域の皆様と見直しを行いました。地域における実感として、「住んでいる地域の課題を認識して、それに取り組んでいただけるまで熟慮した方がまだまだ少ない」という現場からの声を聞いています。

続きまして5ページです。「活動目標2 地域交流の場づくり」についてです。近年、自治会、子ども会、老人クラブ等の地域の各種団体活動や町内活動、行事への参加者が減少傾向にあります。また、閉じこもりがちな高齢者の社会参画の促進が課題となっています。

それでは市社協の説明になります。6ページを御覧ください。「活動名④ 地域住民の交流の推進」です。市社協の取組みの平成30年度実施状況の1番目の項目「福祉の種まきリーディング事業」、上から2番目の項目「各地区社会福祉協議会へ地域住民グループ支援事業の情報提供」について御説明申し上げます。市社協では平成30年度、地区社協やボランティア団体等が協力して、地域住民が気軽に地域福祉活動に参加できる活動を企画して地域に福祉活動の芽を育てることを目的とする「福祉の種まきリーディング事業」を実施しております。また、地域交流の場で仲間づくりの場となる「ふれあい・いきいきサロン」等の開設や運営支援としまして、各地区社協に対して地域住民グループ支援事業の情報提供を行いました。本年度もこれらを継続実施することで、地域の課題解決を支援するとともに地域住民同士の交流機会の推進を図ることとしております。地域での交流の輪づくりということで、今、御説明しました「ふれあい・いきいきサロン」等の開設、運営等を支援していますが、担い手が確保できないといった課題もございます。また、「サロン運営はどのような内容で行えばよいのか」といったお声もいただいておりますので、その辺りも市社協として支援をしていければと考えています。

続きまして同じく5ページの活動名④の市の取組みの地域福祉の平成30年度実施状況について御説明いたします。地域福祉課では30年度、福祉の種まきリーディング事業を市社会福祉協議会へ委託し、地域の福祉課題の解決を図る人材の育成を支援しており、今年度も継続実施することとしております。2つ下の「人権推進課」の箇所を御覧ください。30年度、人権推進課では地域住民の交流事業、相談事業、広報誌の発行や研修会等による啓発活動を実施いたしました。住民の交流事業については約800から1万人超の参加を陶と山口のそれぞれの隣保館において行っています。ただし、研修会等による人権に係る啓発活動については、いじめについて2回、障がい分野について1回、高齢者分野について1回の合計4回行いましたが、70人弱の参加者数で伸び悩んでいます。こちらの一層の参加者の巻き込みが課題となっているところです。

続きまして7ページの「活動目標3 地域の支え合い活動の推進」についてでございます。一人暮らしや認知症の高齢者の増加に伴い、住み慣れた地域で安心して生活できるようにこれまで地域社会で行われてきた見守りや声掛け、子育て支援といった活動に加え、地域ぐるみで支えあう仕組みづくりが求められています。

「活動名③ 地域の支え合い活動の仕組みづくり」の「市社協の平成30年度実施状況」を御覧ください。上から4つ目の「介護予防・生活支援サポータ

「活動説明会」について御説明いたします。市社協では平成30年度、地域で介護予防や生活支援に取り組むことを目的として養成された介護予防・生活支援サポーターの登録者に対して今後の活動に繋げるための説明会を開催しました。本年度につきましては地域の助け合い活動の担い手の養成を目的として、介護予防・生活支援サポーターの養成講座を2つの会場で開催することとしています。大内地区と秋穂地区で予定しています。課題としまして、サポーターの養成をここ数年行っていますが、サポーターの講座を受けられた方を具体的に地域で挙がってきた課題に対してどのように実際の活動に結び付けていくかといったことがあります。その辺りにつきましても検討していきたいと考えています。

次に同じく「活動名③ 地域の支え合い活動の仕組みづくり」の市の取組みのうち、高齢福祉課の30年度実施状況の一番上の「地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーター」について御説明いたします。高齢福祉課では30年度、生活支援コーディネーターによる「いきいき百歳体操」等の通いの場の立ち上げ支援、介護予防・生活支援サポーターの派遣調整等を実施しており、本年度も継続実施することとしております。課題は担い手である生活支援コーディネーターです。地域の課題解決役としての調整が求められるところですが、少子高齢化が著しく進み過疎化など、地域における福祉を取り巻く課題も複雑化しています。その中でより幅広い生活困窮、引きこもり等の様々な地域課題に対応するような、より幅広く地域におけるワンストップの相談調整役が現在、求められています。最後にまた御紹介しますが、国も進めている「包括的相談支援体制」の構築といったものの中で、地域での相談体制のあり方について今後も改良していく必要があると認識しています。

続きまして8ページを御覧ください。「活動目標4 災害時の要配慮者支援活動の推進」についてです。近年、全国的に大規模な自然災害により甚大な被害が発生している中、一人暮らしの高齢者や障がい者など、自力での避難が困難ないわゆる避難行動要支援者への支援の重要性が増しています。本市では市災害時要援護者支援マニュアルを策定し、災害時の要援護者登録を進めることで、要支援者の把握と掘り起こしに取り組んでいます。また、地域においては民生委員、児童委員を中心に要支援者の把握や緊急連絡網の作成、防災マップづくり等に取り組んでいただいております。

それでは「活動名① 地域の共助による避難支援体制づくりの推進」を御覧ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況について御説明いたします。市社協では平成30年度、市内の11地区において「災害時等地域支えあいマップ」の更新作業を行うとともに、「小地域見守り訪問活動研修会」を開催し、民生委員、児童委員、福祉委員、自治会長等の関係者で各地域における見守りの方法や対象者の確認を通じ、災害時に向けた日ごろからの備えの重要性を周知しました。本年度は引き続き、地域支えあいマップの更新作業を行い、全地域で見守り訪問活動についての研修会を通じて、見守りの方向や効果、必要性などを周知してまいります。小地域見守り訪問活動研修会は民生委員、児

童委員、福祉委員、自治会長等の関係者にお集まりいただいての研修会になりますが、平成30年度は23地区において実施されています。普段の見守りが災害時の見守りにも繋がるということをしっかりと周知、啓発して普段からの見守りの充実等を市社協ではサポートしていきたいと考えています。

次に同じく「活動名① 地域の共助による避難支援体制づくりの推進」の市の取組みの地域福祉課の30年度実施状況について御説明いたします。地域福祉課では平成30年度、「災害時要援護者支援制度」に基づく名簿の更新等を行いました。本年度は既存の「要援護者名簿」から改正災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」及び「個別計画」への円滑な移行を図るため関係課で取り組んでいるところです。課題でございますが、その右側にある「主な活動指標」を御覧ください。避難時の避難場所を知っている割合の平成32年度目標は70%です。30年度実績は64.2%と達成しておりません。29年度比ではプラス5.8%ですが、市民の皆様には防災講座の開催や自主防災組織に係る啓発を通じて、先の数値を伸ばしていくことが課題です。

続きまして9ページをお開きください。「活動目標⑤ 安全に暮らせる交通安全・防災活動の推進」についてです。ここ数年、県での犯罪認知件数は減少傾向ですが、振り込め詐欺や悪質商法による被害等、児童・生徒等への声かけ事案等は依然として多く発生しています。したがって地域住民への防犯や交通安全に関する啓発と情報提供、関係機関との一層の連携強化の推進が必要となっています。

その中で「活動名③ 詐欺、悪質商法等からの被害防止の推進」を御覧ください。「市社協の取組み」の「平成30年度実施状況」について御説明いたします。市社協では平成30年度、各地区で開催される福祉員さんの定例会等がございますので、そこへ「消費生活で前講座」の情報や警察及び市が発行するパンフレットの配布による啓発を行いました。また、地域での日常の見守り活動の際にはこれらの情報を提供していただくように努めております。本年度は引き続き、関係団体の集まりの際に消費者問題等について周知、啓発、情報提供を行っていきたいと考えています。今年度につきましては市の消費生活センターさんからも、「そういった集まりの場があれば、是非お声掛けをしてほしいです。」と言われております。したがって、そういった機会を捉えて各機関と連携して周知、啓発、情報提供を行いたいと考えております。

次に同じ活動名③の市の取組みの生活安全課、地域福祉課の30年度実施状況について御説明いたします。本市では30年度、「ふれあい・いきいきサロン」や有料老人クラブ、民生委員等を対象に「消費生活出前講座」を開催しており、今年度も継続してまいります。課題でございますが、近年は高齢者への電話による架空請求詐欺や悪質商法の消費者トラブルが後を絶ちません。特にそれに関する高齢者からの相談が増加していることから、今後とも高齢者の見守り活動をされている民生委員、児童委員、福祉員を対象とした出前講座を開催したいと考えております。そちらの値は近年、伸びておりまして、各地域

で1回ずつ合計3回の開催で30年度は692人の参加となっています。

次に10ページをお開きください。「活動目標⑥ 民生委員・児童委員及び福祉員活動の推進」についてでございます。民生委員・児童委員及び福祉員は地域における最も身近な相談者、支援者、地域福祉の担い手として地域の中心的な役割を果たされています。その一方で、自分の住んでいる地域の担当の民生委員、児童委員の認知度は半分にも満たないことから、住民への周知が必要となっています。また、高齢と貧困といった複合的な課題を抱える住民世帯が増加傾向にあることから、地域の身近な相談者として活動内容のさらなる充実や関係機関との一層の連携が求められています。

「活動名① 民生委員・児童委員の活動の強化と住民への周知・啓発」を御覧ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況の一番上の項目の「市民生委員児童委員協議会にある7部会を開催」と、上から2つ目の項目「地区民児協の行う、処遇困難事例検討会に参加」について御説明いたします。市社協では山口市の民生委員児童委員協議会の事務局を担っています。平成30年度につきましては市の民生委員児童委員協議会が7つの専門部会を設けておりますので、その部会ごとに研修会を行って活動の充実を図っています。また、各地区にも民生委員児童委員協議会があり、そこでは処遇困難事例検討会が開かれ職員も参加しています。今年度は引き続き、山口市の民生委員児童委員協議会や各地区の民生委員児童委員協議会における各種研修会等の開催及び支援を通じて、民生委員さん、児童委員さんの資質向上と活動強化を図りたいと考えています。

次に同じ「活動名①」の市の取組みの地域福祉課の30年度実施状況について御説明いたします。地域福祉課では平成30年度、市民生委員児童委員協議会事務局の運営を市社会福祉協議会に委託し、ブロック別研修3回や年間21回開催されました自主研修を支援いたしました。本年度は市民生委員児童委員協議会の研修の支援に加えて、改選期でもございますので新任研修やガイドブックの作成を支援してまいります。課題といたしましては、近年、高齢者を取り巻く問題が複雑多様化していることから民生委員の業務が多忙になっています。一斉改選に伴い、成り手の確保が一番の課題となっています。以上でございます。

【草平会長】

ただいま、「基本目標2」についての御説明がございました。先ほど水岡委員さんから「どういった財源で」という指摘がございましたが、ほとんどは職員さんが応援して市民の助け合い活動を作っていく図式であったと思います。市民に対して、そのお金が払われるという形で助け合い活動を支援するような仕組みができるということでございます。また、今回から福祉部だけではなくて防災危機管理課や協働推進課等の御都合と合わせて地域福祉の視点から洗い直した点とどのような活動を行ったのかについても紹介されております。

「基本目標2」の説明につきまして、御質問や御意見がございましたら是非お

願いたします。

【水岡委員】

先に事務局に伺いますが、生活安全課というのはどこの担当ですか。県警ですか。それとも市の生活安全課のことですか。

【事務局】

失礼いたしました。山口市の生活安全課です。

【水岡委員】

要するにこの中に警察は入っていないですね。

【事務局】

はい。

【水岡委員】

こういう事業であるからどちらが主導で行うということは書かれていません。何々という取り組みをしたというのは分かるのですが、さっきから何度聞いても分からないのは、市社協の取り組みはこうですよ、市が支援するものはこうですよ、という区別が明確にできないからその理由が分かりません。そこについては説明があればよかったのかなとも思います。新人がここに入っているのだから。そこをまずは教えてください。要はここに左から4行目に市社協のことが書いてありますよね、市社協の行事内容が。9番目には市の取り組み事業が書いてある。どうリンクしているのですか。基本的な考え方として、行政と市社協と各種団体の取り組みは支援するものと指導するものの2つがあると思います。支援は支援でいいですよ。市社協がこういった取り組みをするから、市はこれについて支援する。しかし、方針を出すのは基本的には市ですよ。国や市が方針を出して予算をつけてやる分で、単独の予算をもっている分は予算を持ってやりますよというのが基本だから見えてこないのです。会長さんに聞いたところで答えられないと思いますが。

【草平会長】

市社協の事業がどういう形で市の財源から活かされているのかということの説明してほしいということですか？

【水岡委員】

いいえ。財源ではなくて、要は「市の取り組み」の報告と「市社協の取り組み」の項目があるでしょう、同じ30年度の。この取り組みは支援なのか、自主的にやっているのかが分からないと言っているのです。

【草平会長】

市社協が市の財源を使っているのか、それとも市社協独自の事業かということですか。

【水岡委員】

いいえ。財源を使う、使わないではなくて、方針は全体で示したもののなのか、それとも市が福祉に対してこういう大きな方針を持っているから「それに沿ってそれぞれ一同がやりますよ」というように決めてきているわけでしょう。この計画もそうでしょう。両方で作っているわけだから。両方で作っている業務内容について30年度、「これは市社協が行います」、「これは市がやります」ということを決めてきているわけでしょう。

【草平会長】

はい。福祉以外の領域については市社協との関連は薄くなってくると思います。市役所の他の課に関してはですね。

【水岡委員】

あなたは聞き取り役でよいと思いますが、問題は市社協がやることと市が支援すること、市が行政指導して市社協が取り組んでいることが見えないうつているのです。どちらがどうなっているのでしょうか。

【岡村委員】

それは違うでしょう。福祉計画の策定委員会は市がやる。地域福祉の計画、策定は市社協がやる。任務そのものが違うでしょう。そこが分かっていないと、会議の内容なんて分からないと思いますけど。

【水岡委員】

私も行政をやってきたので分かっています。要するに問題は、これは市がリードする事業なのか、市社協がリードしてやっている事業なのかが見えない。だから「これをやりました」と言われても、それが相互にどうリンクしているのかが分からないでしょう、ただただ説明を聞いているだけでは。言い方を変えて、7ページを例にすると市の事業で「地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーターによるいきいき百歳体操等の通いの場の立ち上げ支援」といったものがありますよね。これは市がやっているもので、市社協はやらないものと理解して大丈夫ですか。高齢福祉課がしている事業がありますよね。つまり、高齢福祉課がやっている事業については市社協はやっていないという理解でよいのかと聞いているのです。市が行政指導しているものの中には、市社協ではやっていない、あるいは市社協と市でやっていることをリンクして行っている事業もあるでしょう。何が言いたいのかといえば、結局、何をやっているのかが見えないと言うことです。「黙れ」と言われれば、僕は黙りますけど。どうやって市と市社協がリンクして事業をしているのかが明確に見えない。単独でされている事業は構わないですよ、評価の仕様があるから。しかし、こういった事業は普通ならば一体で行うものじゃないのですか。

【草平会長】

7ページの例でいえば、地域包括支援センターに生活支援コーディネーター

が配置されている。これに市が予算を付けて、それぞれの包括支援センターに配置されていると理解してよろしいですか。ただし、市社協には包括支援センター1箇所だけあるので、そこには市社協も入るのですが、その市社協の地域福祉活動との連携では少し違った意味で、より狭い範囲で生活支援センターに配置してあって、市社協にはその第1層という上の層に2名が配置されているという形で結びついているという理解をしています。それでよろしいでしょうか事務局の方は。

【事務局】

はい。間違いありません。ありがとうございます。

【草平会長】

その位置付けについて、図でも書けば分かりやすかったのかもしれませんが。制度が複数結びついていることが分かりづらいということですので、多くの市民の方々が理解できないということも分かります。包括支援センターは2箇所あり、それぞれに生活支援コーディネーターが配置されている。それは市社協では南部と北部に2名の第1層の生活支援コーディネーターが結びついているということで、非常に分かりづらいです。その辺りも分かりやすくなる説明が求められると思います。はい、どうぞ。

【中村委員】

老連の中村です。今、言われたことにつきまして、私も非常に分かりにくいという風に理解しております。市がやることについては新地域支援事業の第1層であるということで、地区社協については小地域で行うということで、校区ごとに見守り活動等をこれから支援しようという27年度からの新地域支援事業ということで、市町が第1層、第2層を校区で行うということで理解をしています。先ほどからのお話を聞いていますと、その辺りで市と市社協、地区社協は実際にリンクしているわけですから、もう少しその関係性を分かりやすくしていただきたいです。今日はこのプリントの字も非常に小さくて、読み上げてみてやっと意味が分かる状況ですから、もう少し工夫をしていただけるとありがたいです。残り時間が少ないため、本日は議論する場がありませんが、お聞きしたいことはこれ以外にもたくさんございます。以上です。

【草平会長】

先ほどもありましたように「第1層」、「第2層」という新しい言葉が生活支援の体体制整備事業の中に出てきました。また「生活支援コーディネーター」という新しい言葉も介護保険の改正の中で言われてきたものであるのに、地域福祉とどう結びつくのかについては大変、分かりづらいです。その辺の整理が必要です。

もう一つの分野に関しては高齢、保険の計画ですこやか審議会に諮るものが地域福祉にも関わってきます。このように政策がクロスしていくところが非常に分かりづらいです。従来から活動されている地区社協はどういう位置づけであるのかについても分かりづらい。そういったことをきちんと明確にする必要が

あるとともに、また地域の校区によってもいろんな活動内容が異なるため、市全体でそこもどのように考えていくのかも整理する必要があると思います。私もこの配布資料を見まして、なんとか見えるのですが、バリアフリーの観点で申しますと12ポイントくらいの文字の大きさが理想ですが、資料枚数も多いので全体が紹介できなくなるのかも知れません。厳しいところではありますが、無理を承知でお願いします、もう少し見やすい資料を提供していただきたいと思いますので、次回よろしく願いいたします。

【事務局】

はい。貴重な御意見を戴き、ありがとうございました。説明方法、資料の作り方に十分に御意見を反映させていきたいと思っています。

【草平会長】

その他に御意見等はございますか。

【水岡委員】

私からの質問ばかりになりますが、先ほど最初に聞きました点でなぜ事業所のことについて聞いたのかと申しますと、自治会が基本的に自治会費と一緒に実態としていろいろな募金を集めています。任意の募金よりも自治会費と一緒に集める募金の金額のほうが大きいと思っています。そうすると課税対象になってしまって目減りします。そうすると固定経費で予算を組んでよいものでしょうか。そういう発想が僕の中にあります。本来は予算が与えられた中で行わなければならないのに、募金がノルマになるようなことではいけない。募金の本来の趣旨を考えると、僕としては民意で募金を皆さんから集めるということを理解して運営することを基本にしてもらいたい。根っこはそこです。お金がいくらついているということを行っているのではなく、実際にお金を集めて地域活動している人の意見をよく聞きながらやってもらわないと、地域計画や福祉もそうです。地域づくり計画もみな同じになってしまう。お金があるから行うのではなく、活動は本来の目的に沿ってやってもらいたいという思いが根っこにあるので、それだけ申し上げておきます。

【草平会長】

今、おっしゃられたのは社協の会費のことでしょうか。募金というのは共同募金をいうのですか。

【水岡委員】

いいえ。この事業費全体です。要するに市は助成金もあるでしょう。市社協のお金を使う部分もあるでしょう。それから募金で組んでいるお金もあると思います。しかし、それぞれが固定経費になってしまうと、事業があるから予算が付くという形になってしまいます。私も行政を辞めて民間で働いてみて分かったことは、必要などころに必要なお金を使うことが基本であると思いますので、そこは考え直さないといけないと思います。計画を作れば必ず予算は付いてきます。中でも一番多くを占めるのが人件費です。人件費が入っていなけれ

ば理想ですが、交流事業は事業である以上は人件費は加えていく部分があると思いましたが、申しあげただけです。

【草平会長】

その他に御意見ございますか。それでは最後の「基本目標」につきましてお願いいたします。

【事務局】

最後の11ページをお開きください。「基本目標③ 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり」の「活動目標① 新たな包括的支援体制づくり」でございます。近年、地域では判断能力に不安がある方の権利擁護、虐待への対応、生活困窮者への支援など制度横断的な取組みに対応するため、新たな包括的支援体制の構築が必要となっています。

それでは12ページを御覧ください。「活動名④ 新たな包括的支援体制の構築」の部分をお見ください。市社協の取組みの平成30年度実施状況について御説明いたします。市社協では平成30年度、高齢者が抱える地域課題の解決の調整役として先ほどからのお話にも出ました生活支援コーディネーターを市からの委託事業として市社協の北部支所と南部支所に1名ずつ配置しています。それと市社協の中に地区の担当職員がいます。また、川東と鴻南の2つの地域包括支援センターには第2層の生活支援コーディネーターが昨年度、配置されました。そういった関係者と一緒に連携を図りながら地域の課題解決に向けて支援を行っています。本年度につきましては市内7箇所全地域の地域支援包括センターに第2層の生活支援コーディネーターが配置されましたので、そちらとの連携を図りながら、地域の福祉課題の解決に向けた新たな仕組みづくりやその他について地域の関係機関等と検討したいと考えております。今年度は生活支援コーディネーターが7箇所全ての地域支援包括センターに配置されたことから、2ヶ月に1回、生活支援コーディネーター同士の連絡定例会を開催する予定です。

次に同じく「活動名④ 新たな包括的支援体制の構築」の市の取組みの30年度実施状況の上から2つ目の項目「包括的相談支援推進員（仮称）の配置に向け関係課による協議」について御説明いたします。本市では介護サービスや介護予防、認知症ケアといった高齢者対策に限らず、子育て上の悩みや虐待、生活困窮、障がい、引きこもりなどの福祉課題全般を地域の身近なところで受け止める相談窓口となります「包括的相談支援専門員（仮称）」の配置に向け、昨年度から今年度にかけて関係各課で専門家が協議、検討を行っています。地域の身近な課題といたしまして、地域の身近なところで受け止める部分的な課題があります。さらに、市の福祉総合相談窓口や高齢者用の基幹型地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター間で分野横断的な支援体制を構築する。住民から身近で包括的な問題について相談された支援専門員の情報をそこで受け止めて解決する体制をどう構築するのが喫緊の課題です。以上でございます。

【草平会長】

「基本目標3」については以上でございますか。それでは、この件につきまして御質問、御意見はございますか。

【堅田委員】

他の委員さんの話を含め今まで全ての話を聞いて思いましたのは、この推進協議会の中の委員さんの中に温度差があって、理解にもかなりの幅があるということです。幅があることは理解できなくもないです。御自身の専門分野の話題になりましたら具体的な意見を述べて進めていくべきなのか、それとも全体での理解の底上げをある程度図ってから進めていくほうが良いのでしょうか。そこからまずは決めていかないと、上手く進んでいかないと今日は感じました。どうでしょうか。

【草平会長】

なかなか難しいところですね。一つ一つを委員全員が理解してから進めるというのは相当時間がかかります。それでやっつけようということであれば、委員の学習会の開催も必要になります。地域福祉計画を当初作ったときには策定委員が地域福祉の勉強をしながら進めていくということでした。しかし、これが第三次の計画段階になってきてその辺りの手続き等をなしに進めてしまったことが露呈してしまいました。まずは、基礎的な部分を委員共通で理解して議論しないと結論が不明瞭になります。今後は相互にある程度の理解をするというようにしていきたいと思います。

【堅田委員】

今回は「用語の説明」というペーパーが付いておりましたが、それはありがたかったです。先の法改正に基づいた現状とかの説明もあったならば、読み砕きをもっと全員で共通して容易にできたのではないかと思います。こういった種類のペーパーもあれば良かったかと思えます。

【草平会長】

国の制度が変わっていく中で、これを山口市ではどのように地域に反映していくのかについてのところの説明があれば良いと話の中で思いました。また水岡委員さんの話の中で、寄付金や会費がどの財源に使われているのか、必ずしもそれは人件費に当てられているとは限らないという事務局からの意見もありましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。「ある程度それを見込んだ形での事業が組まれて、そこについての提携は問題である。」という指摘もあったので、そこは明確に説明をしていただきたいと思えます。委員さんにはそれぞれの立場で御出席いただいているので、全てのことについてある程度の理解をもって協議していくには、どのように共助していくのかを確認しないと考えると考えます。したがって、分かりづらい部分を分かりやすくする時間は必要であると思えます。「そうすると評価という形を取れないが生じる」という意見もあるかと思えます。この部分についてもよく考えていきたいと

思います。その他に御意見、御質問はございますか。会議の多少の時間延長を許可していただけるのであれば、頂戴したいと存じますがいかがでしょうか。また委員会の今年度の予定はどのようになっていますでしょうか。

【事務局】

今年度の予定についてはこちらの機会ですと終了となります。次年度につきましてはまた御案内をさせていただきたいと思っております。

【草平会長】

本当に今年度が1回の実施のみで終了となると、課題が未消化のまま終わってしまう危険性もあるので、機会がございましたら「山口市の地域福祉がどのような枠組みで進んでいって、それがどのような結果になったのか」を評価という形ではなくて、どのような形で皆様が共有しなければならないのかについて確認できるような会を開けないものかとこれまでの話を通じて感じました。また、これについても御検討をいただきたいと思っております。

それぞれの方から御意見を頂戴しているという状況ではございませんが、本日の議題については終わりたいと思っておりますが、議事の他に何かございますでしょうか。

【事務局】

本日、事務局からは特にございません。

【草平会長】

きちんとした形で議論をまとめるように進行できず、申し訳ございませんでした。これにて全ての議事を終了させていただきます。

また、これを機会にどのように地域福祉を進めていけばよいのかについて皆様と考えていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

草平会長、大変ありがとうございました。それでは最後に、閉会の挨拶を榎本健康福祉部長より申し上げます。

【榎本健康福祉部長】

健康福祉部長の榎本でございます。本日は台風が接近している中にも関わらず、長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございます。本日、頂戴いたしました貴重な御意見、御提言は次年度以降の業務計画に基づく取組みに反映いたしますことで、本市が目指します「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた歩み」を着実に進めてまいり所存でございます。本日は誠にありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして、推進協議会を終了させていただきます。大変お忙しい中、

	誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。なお中央駐車場に車を止められている方には駐車券を用意しておりますので、事務局にお知らせください。
会議資料	<p>次第等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・山口市地域福祉推進協議会設置要綱 ・山口市地域福祉推進協議会委員名簿 ・山口市地域福祉推進協議会事務局名簿 <p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画実施状況報告 ・用語説明
問い合わせ先	<p>健康福祉部 地域福祉課 総務担当</p> <p>(TEL) 083-934-2918 (FAX) 083-934-5087</p> <p>(E-mail) t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp</p>